

○火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(20120919 商局第66号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p><b>【ページ1】</b>            1. 審査基準            電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第94条の2第2項第1号の規定による承認は次に定めるところにより行う。            (1)・(2) (略)</p> <p><b>【ページ4】</b>            (3) 小型ガスタービン(炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)            次のイからホまでのいずれかに該当するものにあつては、それぞれに掲げる時期を限度として、検査の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大3年とする。</p> <p>イ～ホ (略)            (4)～(8) (略)</p> <p><b>【ページ48】</b>  <u>【改正履歴】</u>            平成27年4月3日改正</p>	<p><b>【ページ1】</b>            1. 審査基準            電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定による承認は次に定めるところにより行う。            (1)・(2) (略)</p> <p><b>【ページ4】</b>            (3) 小型ガスタービン(炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)            次のイからホまでのいずれかに該当するものにあつては、それぞれに掲げる時期又は前回の定期事業者検査後6年を経過する時期のいずれか早い時期を限度として、検査の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大3年とする。</p> <p>イ～ホ (略)            (4)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p>